

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和元年6月28日（金） 号外第15号
		毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県個人情報保護条例施行規則等の一部を改正する規則（3）（県民課）・・・・・・・・・3

===== 公布された規則のあらまし =====

◇鳥取県個人情報保護条例施行規則等の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

工業標準化法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 次の規則において引用する工業標準化法の用語を改める。

ア 鳥取県個人情報保護条例施行規則

イ 鳥取県情報公開条例施行規則

ウ 鳥取県公文書等の管理に関する条例施行規則

エ 鳥取県身体障害者福祉法施行細則

オ 鳥取県公害防止条例施行規則

カ 鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例施行規則

キ 鳥取県立自然公園条例施行規則

ク 鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則

ケ 鳥取県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則

コ 鳥取県建築士法施行細則

サ 鳥取県屋外広告物条例施行規則

シ 鳥取県景観形成規則

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、令和元年7月1日とする。

規 則

鳥取県個人情報保護条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第3号

鳥取県個人情報保護条例施行規則等の一部を改正する規則

(鳥取県個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第1条 鳥取県個人情報保護条例施行規則(平成11年鳥取県規則第63号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(運用状況の公表) 第33条 条例第53条の規定による条例の運用状況の公表は、鳥取県公報に登載して行うものとする。				(運用状況の公表) 第33条 条例第39条の規定による条例の運用状況の公表は、鳥取県公報に登載して行うものとする。			
別表(第14条関係)				別表(第14条関係)			
区分		金額		区分		金額	
写しの作成に要する費用	文書、図画若しくは写真を複写したものの又は電磁的記録を出力した用紙	<u>日本産業規格 A 列</u>	単色刷りの場合 1枚につき10円	文書、図画若しくは写真を複写したものの又は電磁的記録を出力した用紙	<u>日本工業規格 A 列</u>	単色刷りの場合 1枚につき10円	
		3番以下の大きさのもの	複色刷りの場合 1枚につき20円			3番以下の大きさのもの	複色刷りの場合 1枚につき20円
	若しくは当該用紙を複写したものの	<u>日本産業規格 A 列</u>	作成に要する実費の額	若しくは当該用紙を複写したものの	<u>日本工業規格 A 列</u>	作成に要する実費の額	
略				略			
略				略			
備考 略				備考 略			

(鳥取県情報公開条例施行規則の一部改正)

第2条 鳥取県情報公開条例施行規則(平成12年鳥取県規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表(第8条関係)				別表(第8条関係)			
区分		金額		区分		金額	
公文書の写しその	文書、図画若しくは	<u>日本産業規格 A 列</u>	単色刷りの場合	公文書の写しその	文書、図画若しくは	<u>日本工業規格 A 列</u>	単色刷りの場合
		3番以下の大きさのもの				3番以下の大きさのもの	

他の物品の作成に要する費用	は写真を複写したもの又は電磁的記録を出力した用紙若しくは当該用紙を複写したもの	3番以下の大きさのもの	1枚につき10円	他の物品の作成に要する費用	は写真を複写したもの又は電磁的記録を出力した用紙若しくは当該用紙を複写したもの	3番以下の大きさのもの	1枚につき10円
			複色刷りの場合 1枚につき20円				複色刷りの場合 1枚につき20円
略		日本産業規格 A 列 3番を超える大きさのもの	作成に要する実費の額	略		日本工業規格 A 列 3番を超える大きさのもの	作成に要する実費の額
略				略			
備考 略				備考 略			

(鳥取県公文書等の管理に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 鳥取県公文書等の管理に関する条例施行規則（平成23年鳥取県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(特定歴史公文書等の利用の方法) 第8条 略 2 略 3 条例第16条の規則で定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法とする。		(特定歴史公文書等の利用の方法) 第8条 略 2 略 3 条例第16条の規則で定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法とする。	
電磁的記録の種別	利用の方法	電磁的記録の種別	利用の方法
1 光ディスクに記録され、又は記録され得るもの	視聴（音声又は画像の記録に限る。）、用紙に出力したものの閲覧若しくは交付、光ディスク（日本産業規格 X 0606 及び X 6281 又は X 6241 に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付又は電子メールによる送信	1 光ディスクに記録され、又は記録され得るもの	視聴（音声又は画像の記録に限る。）、用紙に出力したものの閲覧若しくは交付、光ディスク（日本工業規格 X 0606 及び X 6281 又は X 6241 に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付又は電子メールによる送信
略		略	
別表（第9条関係）		別表（第9条関係）	
区分	金額	区分	金額
特定歴史公文書に複写したもの	日本産業規格 A 列 3番以下の大きさのもの 単色刷りの場合	特定歴史公文書に複写したもの	日本工業規格 A 列 3番以下の大きさのもの 単色刷りの場合

書等の 写しそ の他の 物品の 作成に 要する 費用	の又は出 力したも のの交付	大きさのもの	1枚につ き10円	書等の 写しそ の他の 物品の 作成に 要する 費用	の又は出 力したも のの交付	大きさのもの	1枚につ き10円
			複色刷り の場合 1枚につ き20円				複色刷り の場合 1枚につ き20円
		日本産業規格A 列3番を超える 大きさのもの	作成に要 する実費 の額		日本工業規格A 列3番を超える 大きさのもの	作成に要 する実費 の額	
	略				略		
	光ディスク（日本産業規格X 0606及びX6281に適合する直 径120ミリメートルの光ディ スクの再生装置で再生するこ とが可能なものに限る。）に 複写したもの	1枚につ き30円			光ディスク（日本工業規格X 0606及びX6281に適合する直 径120ミリメートルの光ディ スクの再生装置で再生するこ とが可能なものに限る。）に 複写したもの	1枚につ き30円	
	光ディスク（日本産業規格X 6241に適合する直径120ミリ メートルの光ディスクの再生 装置で再生することが可能な ものに限る。）に複写したも の	1枚につ き50円			光ディスク（日本工業規格X 6241に適合する直径120ミリ メートルの光ディスクの再生 装置で再生することが可能な ものに限る。）に複写したも の	1枚につ き50円	
略				略			
略				略			
備考 略				備考 略			

(鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第4条 鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
様式第3号（第5条関係） 身体障害者診断書・意見書 総括表（障害用）	様式第3号（第5条関係） 身体障害者診断書・意見書 総括表（障害用）
略	略
視覚障害の状況及び所見	視覚障害の状況及び所見
略	略
聴覚、平衡、音声・言語又はそしやく機能障害の 状況及び所見	聴覚、平衡、音声・言語又はそしやく機能障害の 状況及び所見
略	略
(注) 1・2 略 3 聴力障害の認定に当たっては、 <u>日本産業規 格</u> によるオーディオメータで測定すること。こ	(注) 1・2 略 3 聴力障害の認定に当たっては、 <u>日本工業規 格</u> によるオーディオメータで測定すること。こ

<p>の場合において、500ヘルツ、1000ヘルツ及び2000ヘルツの周波数において測定したデシベル値をそれぞれa、b及びc（a、b又はcのうちいずれかにおいて100デシベルの音が聴取できない場合は、当該デシベル値を105デシベルとする。）として、$\frac{a+2b+c}{4}$の算式により聴力レベルを算定すること。</p> <p>4 略</p>	<p>の場合において、500ヘルツ、1000ヘルツ及び2000ヘルツの周波数において測定したデシベル値をそれぞれa、b及びc（a、b又はcのうちいずれかにおいて100デシベルの音が聴取できない場合は、当該デシベル値を105デシベルとする。）として、$\frac{a+2b+c}{4}$の算式により聴力レベルを算定すること。</p> <p>4 略</p>
肢体不自由の状況及び所見	肢体不自由の状況及び所見
略	略
脳原性運動機能障害	脳原性運動機能障害
略	略
心臓の機能障害の状況及び所見（18歳以上用）	心臓の機能障害の状況及び所見（18歳以上用）
略	略
心臓の機能障害の状況及び所見（18歳未満用）	心臓の機能障害の状況及び所見（18歳未満用）
略	略
腎臓の機能障害の状況及び所見	腎臓の機能障害の状況及び所見
略	略
呼吸器の機能障害の状況及び所見	呼吸器の機能障害の状況及び所見
略	略
ぼうこう又は直腸の機能障害の状況及び所見	ぼうこう又は直腸の機能障害の状況及び所見
略	略
小腸の機能障害の状況及び所見	小腸の機能障害の状況及び所見
略	略
HIV（ヒト免疫不全ウイルス）による免疫の機能障害の状況及び所見 (13歳以上用)	HIV（ヒト免疫不全ウイルス）による免疫の機能障害の状況及び所見 (13歳以上用)
略	略
HIV（ヒト免疫不全ウイルス）による免疫の機能障害の状況及び所見 (13歳未満用)	HIV（ヒト免疫不全ウイルス）による免疫の機能障害の状況及び所見 (13歳未満用)
略	略
肝臓の機能障害の状況及び所見	肝臓の機能障害の状況及び所見
略	略

(鳥取県公害防止条例施行規則の一部改正)

第5条 鳥取県公害防止条例施行規則（昭和47年鳥取県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第6（第15条関係）	別表第6（第15条関係）
略	略
備考	備考

<p>1・2 略</p> <p>3 騒音の測定方法は、当分の間、<u>日本産業規格</u>Z 8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>4 略</p>	<p>1・2 略</p> <p>3 騒音の測定方法は、当分の間、<u>日本工業規格</u>Z 8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>4 略</p>
--	--

(鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例施行規則（平成28年鳥取県規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第3号（第5条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>注1・2 略</p> <p>3 表示に用いる文字は、<u>日本産業規格</u>Z 8305に規定する90ポイント以上の大きさとする</p> <p>こと。</p> <p>様式第4号（第6条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>注1 略</p> <p>2 表示に用いる文字は、<u>日本産業規格</u>Z 8305に規定する90ポイント以上の大きさとする</p> <p>こと。</p>	<p>様式第3号（第5条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>注1・2 略</p> <p>3 表示に用いる文字は、<u>日本工業規格</u>Z 8305に規定する90ポイント以上の大きさとする</p> <p>こと。</p> <p>様式第4号（第6条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>注1 略</p> <p>2 表示に用いる文字は、<u>日本工業規格</u>Z 8305に規定する90ポイント以上の大きさとする</p> <p>こと。</p>

(鳥取県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第7条 鳥取県立自然公園条例施行規則（平成6年鳥取県規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第16号（第20条関係）</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u>A列7番とする。</p> <p>様式第17号（第20条関係）</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p style="text-align: center;">(裏)</p>	<p>様式第16号（第20条関係）</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A列7番とする。</p> <p>様式第17号（第20条関係）</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p style="text-align: center;">(裏)</p>

<p>略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u>A列7番とする。</p>	<p>略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A列7番とする。</p>
--	--

(鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部改正)

第8条 鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則(平成14年鳥取県規則第93号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第2号(第6条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <p>略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u>A列6番とする。</p> <p>様式第4号(第6条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <p>略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u>A列6番とする。</p> <p>様式第6号(第8条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <p>略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u>A列6番とする。</p> <p>様式第14号(第22条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <p>略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u>A列6番とする。</p>	<p>様式第2号(第6条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <p>略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A列6番とする。</p> <p>様式第4号(第6条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <p>略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A列6番とする。</p> <p>様式第6号(第8条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <p>略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A列6番とする。</p> <p>様式第14号(第22条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <p>略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A列6番とする。</p>

(鳥取県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第9条 鳥取県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成15年鳥取県規則第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
様式第10号（第13条関係） （表面）	様式第10号（第13条関係） （表面）
略	略
備考 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格 A 列 6 番</u> とする。	備考 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格 A 列 6 番</u> とする。
（裏面）	（裏面）
略	略

（鳥取県建築士法施行細則の一部改正）

第10条 鳥取県建築士法施行細則（昭和25年鳥取県規則第85号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第1号書式（第1条関係）	第1号書式（第1条関係）
略	略
注1 略	注1 略
2 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格 A 列 4 番</u> と してください。	2 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格 A 列 4 番</u> と してください。
3～7 略	3～7 略

（鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部改正）

第11条 鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（大型広告物の表示方法規制の適用除外地域等） 第20条 略	（大型広告物の表示方法規制の適用除外地域等） 第20条 略
2 条例別表の4の（1）の規則で定める彩度は、 <u>且</u> <u>日本産業規格 Z 8721</u> （色の表示方法－三属性による 表示）に規定する彩度8とする。	2 条例別表の4の（1）の規則で定める彩度は、 <u>且</u> <u>日本工業規格の Z 8721</u> （色の表示方法－三属性による 表示）に規定する彩度8とする。

（鳥取県景観形成規則の一部改正）

第12条 鳥取県景観形成規則（平成19年鳥取県規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
様式第1号（第5条関係） 景観計画区域内における行為の（□変更）届出書	様式第1号（第5条関係） 景観計画区域内における行為の（□変更）届出書
略	略
[記入上の注意]	[記入上の注意]
1～10 略	1～10 略

<p>11 「建築物の建築等」欄及び「工作物の建設等」欄の「色彩」には、<u>日本産業規格Z8721</u>（色の表示方法—三属性による表示）に規定する色相、明度又は彩度を記入してください。</p> <p>12～18 略</p>	<p>11 「建築物の建築等」欄及び「工作物の建設等」欄の「色彩」には、<u>日本工業規格のZ8721</u>（色の表示方法—三属性による表示）に規定する色相、明度又は彩度を記入してください。</p> <p>12～18 略</p>
--	---

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。